令和 8 年度の市・県民税における主な改正点

令和 7 年度税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整および就業調整への対応として、給与所得控除の見直し、各種控除に係る所得要件・控除額の引き上げ、大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設が行われました。
この改正は、令和 7 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの収入に対して課税される令和 8 年度の個人住民税・県民税から適用されます。
1.給与所得控除の見直し
2.各種控除に係る所得要件・控除額の引き上げ
3.大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

1.給与所得控除の見直し

給与所得控除について、最低保障額が 10 万円引き上げられ、55 万円から 65 万円となります。
なお、給与等の収入金額が 190 万以下の方が対象であり、190 万円を超える場合の給与所得控除額は変更ありません。
※前年の収入が給与等のみの場合、給与等の収入金額が 106 万 5 千円（改正前 96 万 5 千円）以下であれば、市民税・県民税・森林環境税は非課税となります。ただし、同一生計配偶者及び扶養親族を有する場合や、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親の場合、非課税となる給与等の収入金額は変わります。

給与等の収入金額	**給与所得控除額**	
	改正前	**改正後**
162 万 5 千円以下	55 万円	65 万円
162 万 5 千円超　180 万円以下	収入金額×40% －10 万円	
180 万円超　190 万円以下	収入金額×40% +8 万円	

2.各種控除に係る所得要件・控除額の引き上げ

次の所得要件等が 10 万円引き上げられます。

控除の種類	所得要件	改正前	改正後
配偶者控除・扶養控除	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48 万円以下	58 万円以下
ひとり親控除	ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等		
雑損控除	雑損控除の適用と認められる親族に係る総所得金額等		
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額	75 万円以下	85 万円以下
家内労働特例における必要経費	家内労働特例における必要経費の最低保障額	55 万円	65 万円

なお、給与収入のみの場合は、給与収入が 123 万円以下であれば、同一生計配偶者や扶養親族となるため、扶養している方は配偶者控除や扶養控除を受けられます。また、給与収入が 150 万円以下であれば勤労学生控除が受けられます。

3.大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を除く。）のうち、前年の合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の特定親族を有する場合に所得控除の適用が受けられます。

なお、特定親族特別控除に該当する場合は、前年の合計所得金額によって控除額の適用はありますが、扶養親族として扱われません。そのため、非課税判定等における扶養親族数には含まれません。

特定親族の前年の合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額）	特定親族特別控除額
58 万円超　95 万円以下 （123 万円超　160 万円以下）	45 万円
95 万円超　100 万円以下 （160 万円超　165 万円以下）	41 万円
100 万円超　105 万円以下 （165 万円超　170 万円以下）	31 万円
105 万円超　110 万円以下 （170 万円超　175 万円以下）	21 万円
110 万円超　115 万円以下 （175 万円超　180 万円以下）	11 万円
115 万円超　120 万円以下 （180 万円超　185 万円以下）	6 万円
120 万円超　123 万円以下 （185 万円超　188 万円以下）	3 万円